Ⅳ-5　介護給付費の対象

<table>
<tr><th>サービス名</th><th>事　業　内　容</th><th>利　　用　　者</th></tr>
<tr><td>居宅介護</td><td>居宅において入浴、排せつまたは食事の介護等の便宜を供与</td><td>障害支援区分が区分１以上である者</td></tr>
<tr><td>重度訪問介護</td><td>重度の肢体不自由者または重度の知的障害・精神障害であって常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排せつまたは食事の介護等の便宜および外出時における移動中の介護を総合的に供与、病院等で入院または入所している障害者にコミュニケーション支援等を行う</td><td>障害支援区分が区分４以上（病院等に入院または入所中に利用する場合は区分６であって、入院（入所）前から利用していた者）であって、以下のいずれかに該当する者
①　二肢以上に麻痺がある者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること
②　障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等[1]（12項目）の合計点数が10点以上である者</td></tr>
<tr><td>同行援護</td><td>視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等であって、外出時において同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつおよび食事の介護等を供与</td><td>同行援護アセスメント調査票において、「視力障害」「視野障害」「夜盲」のいずれかが１点以上であり、かつ「移動障害」の点数が１点以上である者</td></tr>
<tr><td>行動援護</td><td>知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等の便宜を供与</td><td>障害支援区分が区分３以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等[1]（12項目）の合計点数が10点以上である者</td></tr>
<tr><td>療養介護</td><td>医療を要する障害者であって常時介護を要する者につき、病院その他の施設において、主として昼間、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話の供与。療養介護医療とは、療養介護のうち医療に係るものをいう。</td><td>病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者
①　障害支援区分６に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
②　障害支援区分５以上に該当し、①重症心身障害者または進行性筋萎縮症患者、②医療的ケアの判定スコアが16点以上の者、③障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者であって、医療的ケアの判定スコアが８点以上の者、④遷延性意識障害者であって医療的ケアの判定スコアが８点以上の者のいずれかに該当する者</td></tr>
<tr><td>生活介護</td><td>障害者支援施設等において、常時介護を要するものにつき、主として昼間において食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会等を提供</td><td>地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者であって、次のいずれかに該当する者
①　障害支援区分が区分３（施設へ入所する場合は区分４）以上である者
②　年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分２（施設へ入所する場合は区分３）以上である者</td></tr>
<tr><td>短期入所</td><td>居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつおよび食事の介護その他の必要な便宜を供与</td><td>・福祉型（障害者支援施設等において実施）
①　障害支援区分が区分１以上である障害者
②　障害児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分１以上に該当する障害児
・医療型（病院、診療所、介護老人保健施設において実施）
遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者および重症心身障害児・者　等</td></tr>
<tr><td>重度障害者等包括支援</td><td>常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助を包括的に提供</td><td>常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、四肢の麻痺および寝たきりの状態にある者並びに知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する者
具体的には、障害支援区分が区分６（障害児にあっては区分６に相当する支援の度合）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下のいずれかに該当する者
<table>
<tr><th colspan="2">類型</th><th>状態像</th></tr>
<tr><td rowspan="2">重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者</td><td>人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（Ⅰ類型）</td><td>・筋ジストロフィー
・脊椎損傷
・ALS（筋萎縮性側索硬化症）
・遷延性意識障害等</td></tr>
<tr><td>最重度知的障害者（Ⅱ類型）</td><td>・重症心身障害者等</td></tr>
<tr><td colspan="2">障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目[1]（12項目）等の合計点数が10点以上である者（Ⅲ類型）</td><td>・強度行動障害等</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>施設入所支援</td><td>施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護等の便宜を供与</td><td>夜間において、介護が必要な者、通所が困難である自立訓練または就労移行支援の利用者
①　生活介護利用者のうち、障害支援区分が区分４以上の者（50歳以上の場合は、区分３以上）
②　自立訓練または就労移行支援等の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である者</td></tr>
</table>

注　1）「行動関連項目」には、調査項目のうち、「コミュニケーション」「説明の理解」「大声・奇声を出す」「異食行動」「多動・行動停止」「不安定な行動」「自らを傷つける行為」「他人を傷つける行為」「不適切な行為」「突発的な行為」「過食・反すう等」「てんかん」

出典　厚生労働統計協会『国民の福祉と介護の動向　2022／2023』p.156